

平成 27 年度 定期監査結果報告書

1 監査の実施期間

平成 27 年 11 月 18 日から平成 27 年 12 月 1 日までの内 9 日間

2 監査の対象部局

全ての部及び部外局

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 事業管理・財務事務等

監 査 の 範 囲 平成 27 年度「今年のしごと」掲載事業の執行状況及び平成 27 年 4 月 1 日から 10 月 31 日までに執行された事務事業等。

4 監査の目的、着眼点及び方法

各部課等が分掌する事務・事業が関係法令に従って適切、かつ、効率的に執行されているかを主眼とし、あらかじめ提出を求めた資料及び関係書類を審査するとともに、担当職員から説明を聴取し、質問を加えるなどの方法で実施した。

5 監査の結果

監査の結果について、事業の執行及び事務処理等はおおむね適正に執行されているものと認められたが、一部には次の指摘事項のとおり、検討又は改善を要するものが見受けられた。

(1) 予算執行計画及び資金計画について

本監査の実施に当たり事前提出を求めた「予算執行計画書」及び「資金計画書」（別海町財務会計規則第 12 条 1 項・2 項）が作成されていないことが確認された。これらの書類に代えて、「収入予定額調書」及び「支出予定額調書」を会計管理者に送付しており、歳入歳出に係る執行予定を明らかにする目的は達せられてはいるが、規則が遵守されていない状況にあるので規則の見直し等も含め実態と整合するよう改善されたい。

(2) 資金前渡による支払い及び資金の保管について

別海町財務会計規則第60条から第66条の規定により、資金前渡による支払いが認められているが、交付を受けた前渡資金の大半を3か月後に戻入している事例が複数見受けられた。これは、第62条第1項第1号の限度額に関する規定「常時の費用に係る経費毎月3月分の額」を準用しているものと思われるが、上記のようなケースは常時の費用とは認められないので、前渡の必要性も含め検討し、改められたい。

また、前渡資金の保管状況の聴き取り結果では、対象のすべてで出納室金庫や課所管の金庫に保管されており、規則第64条を遵守していない状況であるが、即時現金で支払わなければならない等の目的を考慮すると、規定のとおり金融機関に預入れることが合理的であるのか疑問が残るところであり、このことについても規則と実態が整合するよう改善されたい。

(3) 週休日の振替について

職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条では、週休日に勤務を命じたときには、規則に定めた期間内に週休日を割り振ることができると規定されている。一方、別海町職員の給与に関する条例第11条第4項で、1週間の正規の勤務時間を越えて勤務した全時間に対して1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すると規定されている。従って勤務を命じた週休日と同一週内に週休日を割り振ることができないときは超過勤務手当を支給しなければならないが、このことを理解し割り振り又は手当を支給している部署は一部であった。

任命権者は週休日等に特に必要があり勤務を命ずるときは、これらの条例の趣旨を十分理解し、振替日の調整及び事務処理が適正に執行されるよう改善されたい。

今後の事務執行に当たってはこれらに十分留意し、改善を要するものについてはその措置を講ずるとともに、改善措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

平成28年1月21日

別海町監査委員 志 賀 正 章

別海町監査委員 田 村 秀 男

別海町監査委員 森 本 一 夫